

勤務等に関する保育士試験事務センターの取り扱い (保育士試験事務センターの見解)

Q 対象の学校を退学・中退しているが申請できるか (在学2年以上かつ62単位以上修得済の場合も含む)

認定基準は「卒業した者」としているので認められない。

Q 対象の学校を卒業見込だが申請できるか

認定基準は「卒業した者」としているので卒業後に認定申請をしてください。

Q 高等学校卒業程度認定試験(旧 大学入学資格検定)の取扱

合格年月日＝高等学校の卒業年月日とみなす。

※平成3年3月31日まで合格者 ⇒ 旧 大学入学資格検定の合格にて受験可能

平成3年3月31日以降合格者 ⇒ 2年以上かつ2,880時間以上の勤務が必要

Q 対象施設に勤務していて試験日まで(受験申請期限後)で条件を満たすのだが対象者となるか

申請時に条件を満たしてないと申請できません。見込勤務による申請は認めない。

Q 対象施設で、保育補助(幼稚園教諭補助)をしているのだが対象となるか。

主たる業務が児童等の保護または援護であり、児童等と直接携わる業務として勤務施設が認められる場合は対象になります。

- 事務職として契約している場合は、主たる業務が事務になるため該当しません。
契約上、「事務他」、「事務、保育補助」等の場合は、保育を行っている時間のみ勤務経験に含めることは可。

児童の保護に従事とは、児童の生活の全般と捉えているため、事務職等の場合は、児童の生活の一部となる。

Q 対象施設にアルバイトで保育士補助として働いていたが、正社員ではないと対象にならないのか。

雇用形態は問いませんので、非常勤やパートやアルバイト等でも構いません。

ボランティアは対象外です。

※ 有償ボランティア(謝礼金等を支給)も対象外。雇用契約がない場合は対象外。

Q 勤務日数に有給休暇は含まれるか?

勤務期間に含めることはできますが、総勤務時間に加算することはできません。

ただし、有給休暇であっても丸1か月間休暇した場合や産休、育休のような長期休暇は含まれません。

Q 勤務時間に有給休暇は含まれるか？

証明する内容が**実労働時間**のため含まれません。

Q 本人に障害がある等、施設で勤務するにあたり慣れるまで介助がつく。その期間は勤務期間に含まれるか？

施設の判断によります。

- 例) 施設が勤務期間と認めることできる。→○
訓練期間として無給。→雇用関係にないので ×
訓練期間だが有給。→雇用関係にあるので ○

Q 海外の日本人向けの幼稚園（企業内保育所等）での勤務経験があるが、それは対象か？

海外での勤務経験については対象外になります。
※海外の場合、届出・指導・監督を受ける自治体が存在しないため。

Q 施設が廃園、廃校してしまった場合はどうすればよいか。

統廃合等によって必要書類等を引き継いだ法人、自治体等が証明でき、引き継いだ法人等の長に証明していただければ認められます。
引き継ぎ先がない（証明できない）場合は、たとえ当時の施設長等と連絡をとることができても、認められません。

Q 廃園したが、事務を引き継ぐ法人は現存している。施設の概要の記入方法はどうすればよいか？

施設名は当時の施設名を記入してください。
電話番号は証明書の記入について連絡がとれる引き継ぎ先の（証明者）の電話番号を記入してください。

Q 廃園（閉園）し、事務を引き継ぐ法人がない、または法人が解散している。

事務を引き継ぐ団体が存在しない場合、証明者が存在しないので勤務証明が不可となり認定対象外となる。

Q 公立の幼稚園で勤務経験がある。施設名・証明者は教育委員会でもよいか？

教育委員会で構いません。（※ 幼稚園の証明でも構いません。）

Q 複数の施設で勤務がある。全ての園の証明書を提出する必要があるか？

複数の勤務施設の内、1 か所で総勤務期間と総勤務時間を満たすのであれば、その園の分だけで結構です。3 か所の施設を合算して5年以上7,200時間以上になるのならば、3 か所分の勤務証明書が必要です。

ただし、認定基準対象外の期間が含まれていた場合等に他施設の証明が必要になる場合はあるので提出可能な勤務証明を全て提出し申請する方が望ましい。

Q 現在は、認定こども園になっているが、働いていた当時は幼稚園だったが、その場合の証明書はどう証明してもらうのか。

幼稚園時の内容（勤務期間、総勤務時間数も認定こども園になる前まで）にて全て記入してもらい、証明施設、証明者欄と公印は認定こども園で証明してもらってください。

幼稚園から認定こども園にまたがった期間によって勤務条件を満たすのであれば、それぞれ証明書を分けて証明してください。

Q 勤務当時は旧姓だったが、勤務者氏名は旧姓・現姓どちらで記入してもらえばよいか？

どちらでも構いませんが、現姓（旧姓が併記されている場合も含む）であっても提出していただく必要書類に旧姓の証明書がある場合は戸籍抄本の提出が必要になります。

Q 卒業証明書に旧姓・現姓がともに印字されているので、戸籍抄本は要らないか。

必要です。※提出書類の中で、1つでも、現姓と異なる姓が記載されているものがある場合は、戸籍抄本が必要。

Q 受験資格認定が認められなかった場合、払込んだ保育士試験受験手数料はどうなるのか

認定申請を行う前に事前に都道府県に認定を受けることが出来るか確認してください。

保育士試験の受験申請は認定証が手元に届いてから手数料の払込などの申請を行ってください。

受験申請期日に間に合わない等の理由により既に保育士試験の受験手数料を払込んでいた場合、受験資格が認められなかった場合、手数料は下記のとおり返金します。

ただし、認定できるにもかかわらず本人の都合により辞退や書類の不備・不足が補正されない場合などは返金対象外となります。

$$\boxed{\text{返金額}} = \boxed{\text{手数料}} - \boxed{\text{受験申請の手引き郵送立替料}} - \boxed{\text{金融機関払込手数料}}$$